

# 外国人住民基本法の制定を求める全国キリスト教連絡協議会

ニュースレター

第 132 号

2025 年 11 月 25 日発行

〒169-0051 東京都新宿区西早稲田 2-3-18 日本キリスト教会館 52 号室 RAIK 内  
電話 (03) 3203-7575 FAX (03) 3202-4977 E-mail: [raik.kccj@gmail.com](mailto:raik.kccj@gmail.com)

郵便振替: 00190-4-119379 口座名称: 外キ協

ホームページ: <http://www.gaikikyo.jp>

第 39 回全国キリスト者集会 / 2025 年 1 月 24 日

## 天に栄光、地に平和

《ルカによる福音書 2 章 8 節～14 節》

●前田万葉 (カトリック大阪高松大司教区大司教)

◇聖書朗読◇マタイによる福音書 2 章 13 節～15 節

みなさんこんばんは。ただいまご紹介にあずかりました前田万葉と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

「外国人住民基本法の制定を求める第 39 回全国キリスト者集会」のテーマは「地域から多民族・多文化共生の天幕を広げよう」です。実はこれは、教皇フランシスコのシノドスのテーマの一部でもあります。このテーマは、教会がより広く包括的で開かれた存在になることを象徴しています。イザヤ書 54 章の 2 節から 3 節が基本になっておりますけれども、教会が、すべての人びとを受け入れて、ともに歩むことを目指していることを示しています。そして、より多くの人びとに神の愛と恵みを伝えることができるようにということです。

外キ協は 1998 年から、すべての在日外国人の人権が守られることが教会の宣教課題であるということを確認し、外国人住民基本法を制定を求めています。それで今日は、クリスマスはとっくに過ぎて新年になったのと思うかもしれませんが、クリスマスに読まれる福音の箇所を朗読していただきました。そして「天に栄光、地に平和」というテーマでお話したいと思います。

私たちが目指すのは社会の福音化の実現ですが、

毎日がサンタクロースという生き方が必要だと思ひます。クリスマスのシーズンだけでなく、毎日が、年がら年中その日その日がクリスマス、サンタクロースのように人を助ける、人のために尽くす。クリスマスは神様がともにいてくださる、この喜び、安心、そういった生き方が必要だと思ひます。他人に対しても、優しさと支援を惜しまず、特に助けを必要としている人びとに手を差し伸べる。やさしい言葉や笑顔を与えるだけでも、私たちは、平和の種をまくことができます。言葉は通じなくても、笑顔で会話ができるとも言われます。やさしい言葉をかけるだけで、対話ができます。

特に私が強調したいのは、イエスキリストが、飼ひ葉桶に生まれ、私たちとともに、苦しみも喜びもともにしてくださること。そして最終的には、十字架上の死を迎えたように、私たちも、他者とともに生きることの大切さを学ぶことです。イエス様は神の子でありながら、人間の姿をとって現われ、へりくだって、動物のえさ桶の中に寝かされました。この象徴的な出来事は、ご自分が人間を生かすパンとなり、人間とともに苦しみや喜びを分かち合い、寄り添うために来られたことを示しています。

能登半島地震が昨年起きて、そして今年は阪神淡

路大震災から30年ということで、昨年から今年にかけて報道を見たり聞いたりすると、この「寄り添う」という言葉が一般市民からもたくさん聞かれました。これこそが、イエス様が人間となってくださったことの象徴でもあり、模範でもあるわけです。

本当は今日も、掛け軸をかけてお話ししようかと思ったのですが、「餵い葉桶 えさと成りしか 神の御子」。これは、五七五の福音句のつもりで、私が長崎で主任司祭をしている頃から、馬小屋を作ると必ずこの「餵い葉桶 えさと成りしか 神の御子」掛け軸をかけました。いろんな人が訪ねてきますけれども、馬小屋を見るばかりでなくて、この掛け軸をじっと見ます。ある時、聞こえてきました。

「えさと成りしか……」一生懸命考えている人がいました。よく聞いたら、吟行といって、俳句仲間が旅をしながら俳句を作る、この吟行に来た人たちでした。

動物の餌桶の中に「私は天から下ってきた生きたパンである」「このパンを食べる人は生きる」「永遠に生きる」ということが、この馬小屋で象徴されている。そのようなことを、訪ねてきた人に説明するのにちょうどいい福音句です。

イエスはその後、エジプトで避難生活を余儀なくされました。2番目に読まれた箇所ですが、これは、移民や難民に対する共感と理解を教える、重要な教訓でもあると思います。生まれたときから命を狙われて、エジプトに避難をしなければならなかった、難民になったイエス様の体験です。

旧約聖書のあちこちに「あなたたちは寄留者を愛しなさい」「あなたたちは、エジプトの国で寄留者であった」と出てきます。寄留者というと、実は私自身も小さな体験ですけれども、しています。

私は、長崎の潜伏キリシタンの子孫です。大村藩に潜伏していたキリシタンたちがいました。その頃、五島藩から大村藩に移住の申し込みがありました。五島はたくさん土地はあるけれど人がいない。だから大村藩で千人ばかり移住者を募って、五島に移住してもらえないかと。そうしたら、千人どころか三千人ぐらい希望者が出ました。その希望者たちは、まさにキリシタンたちだったんですね。白状しないで隠したまま、潜伏したままでしたけれども、五島に行けば信仰が守れる、そして命が助かる。

大村藩は、長男だけ育てて、次男以下はみな、ひどい言葉ですけれども、みな殺せと。人口制限です。そういう時代の、そういう状況だった。キリシタン

たちは、自分の子どもを捨てるわけにはいかない。長男ばかりではなく、次男も三男も大切に育てたい。ですから、そのためにも五島に移住したい。

実は、五島に移住してからが大変でした。移住者ですから、先にいた人たちが、新しく移住してきた人たちに対してとった態度は、本当に酷い状況でした。私たちは小さいときまで、そういう状況をよく耳にしました。先住民たちがすでに土地も海も支配していたからです。

移住者たちは、誰も住んでいないところを探して、特に海を見ながら、海藻が浜に打ち上げられているような場所を選びました。なぜならば、さつま芋をつくれるから。その頃は、今のようプラスチックとかそんなものじゃなくて、海藻が、たくさん浜に打ち寄せていたのです。その海藻を干して、それを肥やしにして芋を作った。そういう所を選んで、そこに住み着いた。そこまではよかったのですけれども、そういう人もいない自然の海ですから、サザエはいるし、アワビはいるし、魚はいるし、自給自足で生活できる場所だったのですけれども、魚も、海の底に見えているサザエでも捕ってはいかんと、今度は先住民たちが禁止した。そのようにいじめられた話を聞いておりました。今でも漁業組合に入らないと、自分の家の下にサザエがあっても捕れないのですが、まず漁業組合に入れてもらえなかった。

私が子どものころに浜田という神父様がいて、その神父様がその地域の住民、キリシタンたちがそういう仕打ちをされていたので、自分から漁業組合に入った。そして組合長になって、キリシタンたちにも組合漁業権を与えて、それからキリシタンたちも自分たちの海で生活できるようになった。しかし、そのあともいじめとか差別というのは、なかなか消えるものではありません。そのようなことも、自分の小さいころの体験として、感じます。

私の家は、父親が学校の先生だったので、たびたび移住するんですね。移住すると、キリシタンが多い地域ならば、むしろ歓迎されるんですけれども、キリシタンがいない、キリシタンでない人たちの地域に移ったときには、それこそいじめが大変でした。どうしても少数派は、多数派に差別される。人間の弱さというものがあるのです。ましてや、宗教や国が違うとか、民族が違うということで差別をするということはもってのほか。

神様はすべての人たちの父親であり、すべての人たちは、神の国の民であるということを、わかって

はいてもなかなか実行に移せない。そういう弱さもあるけれども、それを実行することが私たちの目的、神の国の完成が私たちの目的です。そのようなことを、私もこのテーマから考えさせていただきました。

特に、偏見や差別、誹謗中傷が蔓延するこの世の中で、クリスマスは「インマヌエル＝神がともにいてくださる」というメッセージを思い、この安心感と幸せを日々の生活に取り入れて、他者と分かち合うことが真の平和への道、社会の福音化と言うことができますと思います。

カトリックでは、マリア様の信心があります。マリア様への天主のことばの中の「喜びなさい。神はあなたとともにおられます。」神様がともにいてくださるということが一番の喜びであり安心である。マリア様も非常に不安でした。いじめられるのではないか、差別されるのではないか。悩みの中で「喜び

なさい、神はあなたとともにおられます」という言葉が、どれだけ勇気を与えたか。

これは私たち一人ひとりが持つべき信仰であり、希望であり、愛を象徴する生き方だと思います。この喜びの信仰、希望、愛を、お互いに与え合い、伝え合い、活かし合うことが、福音宣教であり、社会の福音化に繋がると思います。それで、クリスマスにうたわれる「天に栄光、地に平和」、これをテーマとして話をいたしました。外国人住民基本法の制定を求める私たちの活動というものが、平和な社会、平和の世界の実現に寄与することができますように。そのような祈りを込めて、私の話を終わりたいと思います。

\*本稿は、前田万葉枢機卿の全国集会メッセージ記録を編集しました。 ●文責＝編集部

## 外国人住民基本法の制定を求める 全国リレー集会 2025 (8月～10月)

- 8月9日 in さいたま●
- ◇講師：師岡康子さん（弁護士／外国人権法連絡会事務局長）
  - ◇テーマ：クルドヘイトの現状と闘い——社会が抱える問題としてのヘイト 川口・蕨
  - ◇会場：大宮バプテスト教会
  - ◇主催：日本バプテスト連盟 北関東地方連合社会委員会／日韓・在日連帯特別委員会
  - ◇共催：外キ協／神奈川外キ連／関東外キ連 ◇会場参加：15名、オンライン50名（7教派団体）

本集会は、例年行なっている日本バプテスト連盟北関東地区8・15平和集会の枠を用いて、外キ協、神奈川外キ連、関東外キ連の協力のもと開催されました。戦後80年、この国は戦争こそないものの、差別と排除の根は深く、平和とはいえない状況です。私が住む埼玉県でも川口市、蕨市周辺ではクルド人へのヘイトスピーチが蔓延しています。これはクルド人の問題ではなく、日本社会の問題であることから、クルドヘイト対策弁護団でもある師岡康子弁護士の話をお聞きしました。

日本に暮らすトルコ国籍者数は7,571人(2024年6月末現在)、うち埼玉県内は全国最多の2,441人、在留資格のない非正規滞在者約900人を合わせると、県内には約3,300人が暮らしており、その大半がクルド人です。

埼玉県川口市では、1993年川口に居住し解体業で働いて独立した人を中心に、クルド人住民が増え

ました。と言っても川口市全人口約60万人(2025年1月1日現在)のうち、トルコ国籍者はわずか0.2%（およそ2,000人）です。

師岡さんは、そのような少数のクルド人たちが、2023年頃からヘイトの標的とされるに至った要因として「公権力による偏見の助長」を挙げました。2023年6月29日、川口市議会がクルド人を問題視して出した「一部外国人による犯罪の取り締まり強化を求める意見書」は、クルド人たちに対する偏見を助長する公的根拠の一つとされました。確かにクルド人の中に犯罪を犯した人もいます。しかし、それは日本人で犯罪を犯す人がいるのと同様であり、日本人の犯罪率のほうが圧倒的に高いことから考えても、これは公権力による偏見と言わざるを得ません。このような公的ヘイトは県議会議員、国会議員をはじめ、参院選でも公然となされましたが、それらは決して許してはならないものであることを確認

しました。

また、ハイトスピーチを止めるためには国レベルでの人種差別撤廃法制定の他、川崎市をモデルとする反差別条例が各自治体レベルでも必要であることを再認識しました。また、一部報道機関やネットによる偏見が扇動されることなく、事実に基づき、事

実を伝えていくような市民レベルの活動も求められていることを受け、積極的平和をつくりだす者として地域や教会でできることは何であるか、と問われた集会でした。

●永松 博（日本バプテスト連盟  
大宮バプテスト教会牧師）

### ●8月18日 in 函館●

◇講演①：林炳 澤さん（自由学校「遊」共同代表）「在日韓国人から見た2023～24年“入管法改悪”を問う」  
◇講演②：森谷康文さん（北海道教育大学准教授）「日本の『多文化共生』がすすまないのはなぜか」  
◇会場：カトリック湯川教会 ◇参加者：会場28名、オンライン22名 ◇主催：北海道外キ連

全国リレー集会／北海道外キ連夏期キャラバンとして、「共に生きてる仲間たち」をテーマに集会を開催しました。会場を提供くださったカトリック湯川教会の皆様にご心より感謝申し上げます。

前半の講演では林炳澤さんが、「日本人ファースト」というスローガンに触れ、日本の社会構造そのものが日本人ファーストであることを指摘。参加者は、日本社会が内包する排他的な構造と自身のマジョリティ性に改めて気づかされました。

続く森谷康文さんの講演では、政府主導の多文化

共生が進む中でも「マジョリティに役に立つか」という価値観が優先される現状が浮き彫りにされました。異文化交流を表面的なものに留めず、「平等とは何か」を深く問いかける重要性が強調されました。

翌日19日には、函館周辺の碑石巡りが行なわれ、戦時捕虜を追悼する永全寺を訪問。「Peace and Reconciliation（平和と和解）」と刻まれた祈念塔の前に、私たちが真に目指すべき多文化共生と和解のあり方に思いを馳せる貴重な機会となりました。

●西本詩生（北海道外キ連／札幌バプテスト教会牧師）

### ●9月13日 in 大阪●

◇講師：佐藤信行さん（外キ協事務局）「在日コリアン・移民・難民の現在と私たちの協働課題」  
◇会場：在日大韓基督教大阪教会 ◇参加者：会場20名、オンライン13名  
◇主催：関西代表者会議／関西外キ連

最初に主催者を代表して尾島信之さん（関西代表者会議議長・日本基督教団大阪教区議長）から「寄留者を圧迫してはならない」との聖書の言葉を引用して、外国人の味方になることが呼びかけられました。

講師の佐藤信行さんは、特に新国家主義「日本人ファースト」との闘いを呼びかけられ、極右集団の外国人排斥、ハイトクライムを許さないための努力を続けることを強調。「各教会には外国人の信徒が来られて、生活面でのアドバイスも必要だ。ある教会の牧師は外国人の保証人となって在留資格継続の助

けてとなっている。教会はどのような対応をするのかが問われている」と具体的な働きを呼びかけられました。

そもそも敗戦後の憲法制定作業でマッカーサーは「外国人は平等に法律の保護を受ける権利を有す」などの外国人の基本的な人権を保障する条文を求めていたのに、時の日本政府は削除しました。外国人差別の姿勢を戦後80年経過しても変えようとしない政府に対し、私たちはあきらめることなく変更を求めましょう。

●安藤眞一（関西外キ連／布施源氏ヶ丘教会牧師）

### ●10月19日 in 広島●

◇講師：金迅野さん（在日大韓基督教横須賀教会牧師）  
◇テーマ：分断と苦しみの時代を私たちはどう生きるのか  
◇会場：広島バプテスト教会 ◇参加者：会場30名、オンライン20名 ◇主催：広島外キ連

講師の金迅野さんは、今の「底がぬけている日本社会」の中で、その不安のはげ口として在日外国人

に憎しみが向けられている現状の例を挙げ、今起きている多様性批判から二つの相反する批判を示し

つつ、自己責任論の重圧の中で若者たちが苦しんでいると語る。

この「底がぬけた社会」の中で、私たちは、「hospes（ラテン語、旅人、客、宿主の意）」である自分が「hostility（敵意）」へと歩むのか、それとも「hospitality（優待）」へと歩むのかが問われている。私たちが人との正しい関係性を構築するためには、まず、聴くことの重要性を再認識させられた。多文化主義から多現実主義へと傾くこの世界の中で、人の物語は自分の物語とは違うものであることを認

識しながら傾聴し、その背景にある歴史に自分が連累していることをも意識していなければならない。それは、まさに主イエスが言われた「自分を愛するように隣人を愛せよ」（マルコ 12：29～31）との教えでもある。

世界には自分とは違う「痛み」があり、私たちキリスト者は、主イエスの深い憐れみを覚えながら、隣人に近づき、共に祈り、その痛みを担う道を、この集会を通して改めて示された。

●中江洋一（広島外キ連／在日大韓基督教広島教会牧師）

## 入管庁 「ゼロプラン」 へのカウンター・アクション

——日本生まれ、日本の学校で学ぶ子どもたちを強制送還する暴力に抗して——

●外キ協「難民いのち基金」運営チーム

### ●難民いのち基金の発足

2023年6月9日午前、私たちは移住連（移住者と連帯する全国ネットワーク）の仲間と一緒に、国会前シットインに参加し、入管難民法の改悪案が参議院で可決される様子をモニターで見ながら、悔しい思いで広島へと向かった。

ちょうどその日、広島で「難民・移民キリスト者フォーラム」を開催することになっていた。夕方、会場の日本基督教団広島流山教会には、外キ協の仲間と、翌日から始まる移住連の広島ワークショップに参加するキリスト者、約40人が集まってくれ、開会礼拝のあと、急きょ声明案の検討に入った。その声明の素案は、16回に及んだ国会前シットインの現場で書き継いでいったものだが、この日、フォーラム参加者と一緒に「入管難民法の改悪に抗議し、難民・移民と共に生きる教会共同声明」としてまとめることができた。

翌日、完成した抗議声明を各教派・団体、各教区、各地外キ連に送って賛同を呼びかけ、わずか1カ月で126の教会・修道会、各教派・団体の人権委員会から賛同と連帯メッセージが送られてきた。このことは、改悪案が成立して意気消沈していた私たちに大いに励ましてくれた。

そして声明の文末に、「私たち教会は、難民申請者ら一人一人の命と生活を支える市民社会の動きに連

帯し、具体的な取り組みを始めていく」と記した、その準備を始めた。具体的な取り組みとは、コロナ・パンデミックのさなか移住連がおこなった「移民・難民緊急支援基金」（2020年4月～8月）での経験から、「緊急基金」を着想した。そして2023年8月、「難民・移民なかまのいのちの緊急基金」が発足した。

緊急基金は1年間の限定で出発して翌年7月で終了したが、改悪法が2024年6月から実施されるなか、「このままでは終わることはできない」として、3年プロジェクトとして「難民・移民なかまのいのち協働基金」を立ち上げた。緊急基金から協働基金へ、それは全国の仲間たちと、さらに一歩踏み出して実践していくことをめざしたからである。

### ●緊急基金から協働基金へ

「緊急基金」（2023年8月～24年7月）と、「協働基金」1年目（2024年10月～25年9月）に、全国の教会・修道会・キリスト教学校、キリスト者から寄せられた献金の総額は13,098,666円となり、その献金から難民申請者・仮放免者398人を支援することができた。

「緊急基金」も「協働基金」も、まず教会や教会関係団体に向けて献金を呼び掛けることを第一目標とし、次の段階で、これまで「難民・移民フェス」

などで協働してきた各支援団体から支援申請書を出してもらったほか、「基金」運営チームが当事者と面接して「一人3万円」の支援金を渡していった。

この2年間、献金を送ってくれた教会・修道会・キリスト教学校は延べ237、個人は398人になる。

カトリック教会とは違ってプロテスタント教会の多くは、在日コリアンや留学生、国際結婚移住女性が在籍するものの、外国人の人権問題に対する関心が高いとは言えない。それでも毎週日曜日、教会の受付の横に「難民いのち基金」の献金箱を置き、礼拝のあとに牧師や信徒が献金を呼び掛けるといふ、じつにささやかな活動を通じて、これまで関心のなかった教会員もこの課題を知る機会ができ、一人一人の献金を通じた小さな行動が、難民支援の一角を担うことができたとも言える。

### ●入管庁「ゼロプラン」という暴力

いっぽう出入国在留管理庁（入管庁）は今年5月23日、「国民の安全・安心のための不法滞在者ゼロプラン」を発表した。そこでは、難民申請を不許可とした外国人の「早期かつ迅速な処理」体制の整備、国際的なノン・ルフールマン原則を無視して、難民申請者の強制送還を「計画的かつ確実に護送官付き国費送還を実施する」としている。

しかし、入管庁の「国民の安全・安心のための」というフレーズは、認定率1~3%の劣悪な難民認定制度のもとで、毎年「未登録外国人」を量産している核心的問題を隠ぺいするものである。地域社会の中で息を殺すようにひっそりと暮らさざるをえない「未登録外国人」の存在が、どのように「国民の安全・安心」を脅かしているのか、入管庁はいっさい説明していない。

また入管庁は、「ルールを守らない外国人により国民の安全・安心が脅かされている社会情勢に鑑み、不法滞在者ゼロを目指す」とも言う。しかし、その「ルール」自体が、国際人権機関からたびたび是正を求められている「違反ルール」なのである。しかも、日本生まれ、日本育ちの子どもたちに、「入管庁ルール」を当てはめること自体、誰が見ても根本的な間違いなのである。

それにもかかわらず入管庁は、改悪法が実施された昨年6月以降、3回以上の難民申請者17人の強制送還を強行した。そして今年5月の「ゼロプラン」からは、難民申請中の仮放免者たちを相次いで収容し、強制送還している。6月~8月だけでも、3回

目以降の難民申請者33人が強制送還された。その中には次のように日本生まれ、日本育ちの子ども家族も含まれている（『東京新聞』10月19日）。

- ◆7月8日、クルド人父がトルコに強制送還され、在留資格をもつ母と子ども3人（小学生・中2・中3）が引き離される。
- ◆7月23~24日、高2・小1の子どもらを含めクルド人家族5人がトルコに強制送還される。
- ◆8月7日、高3・中3・中1の子どもを含めクルド人家族5人が強制送還される。
- ◆8月20日、クルド人父が強制送還され、母と子ども3人（小1・中2・中3）が引き離される。これらの中には、私たちの「難民いのち基金」が支援してきた子どもたちとその家族も含まれている。

### ●子どもの権利条約に違反する強制送還

日本が1994年に批准した「子どもの権利条約」は、次のように定めている（一部略記）。

《第2条第1項 締約国は、その管轄の下にある児童に対し、児童またはその父母もしくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的、もしくは社会的出身、財産、心身障害、出生または他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、確保する》

《第11条第1項 締約国は、児童が不法に国外へ移送されることを防止するための措置を講ずる》

《第22条第1項 締約国は、難民の地位を求めている児童が、父母または他の者に付き添われているかいないかを問わず、この条約および自国が締約国となっている人権または人道に関する他の国際文書に定める権利であって適用のあるものの享受に当たり、適当な保護および人道的援助を受けることを確保するための適当な措置をとる》

《第28条第1項 締約国は、教育についての児童の権利を認めるものとし、この権利を漸進的にかつ機会の平等を基礎として達成するため、特に、初等教育を義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。種々の形態の中等教育の発展を奨励し、すべての児童に対し、これらの中等教育が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとする。すべての適当な方法により、能力に応じ、

すべての者に対して高等教育を利用する機会が与えられるものとする》

しかし入管庁は、条約第2条の「親と引き離されない権利」について、日本が条約加盟時に「出入国管理法に基づく退去強制の結果として、児童が父母から分離される場合に適用されるものではない」との解釈宣言を行っており、「難民申請中の子どもがいる家族、又はその親のみを強制送還すること」が同条に違反するものではない、と言う。

また入管庁は第11条の「国外に連れ去られない権利」について、「強制送還は、法令に基づいて行なうものであり、同条に違反するものではない」と。

そして第22条の「難民の子どもが守られ支援を受けられる権利」について、「退去強制手続きの目的は、被退去強制者を確実かつ迅速に送還することであるところ、条約は、『適当な保護』及び『適当な措置』を取ると規定することとまり、強制送還がなされたとしても、同条に違反するものではない」と入管庁は強弁する。

さらに第28条の「教育を受ける権利」について、「教育についての児童の権利は絶対的なものではなく、これに対する合理的な制限は許容されると解されており、強制送還により教育を受ける機会等が制限されたとしても、同条に違反するものではない」と言う（以上、ラサール石井・参議院議員の質問主意書に対する8月15日付の政府回答書）。

しかし、これらの政府回答は、子どもの権利条約から大きく逸脱した“日本独自”の解釈であると言うしかない。「教育を受ける権利は絶対的なものではない」、「日本の法令、入管難民法に基づいて行なう強制送還は子どもの権利条約に違反するものではない」などという政府の主張は、国際条約である子どもの権利条約の中核を骨抜きにするものである。

### ●子どもの権利委員会の勧告●

これまで国連の子どもの権利委員会は日本政府に対して、国際的大原則を繰り返し勧告してきた。

《公正かつ子どもに配慮した難民認定手続きのもと、子どもの最善の利益が第一次的に考慮されることを確保すること。国連難民高等弁務官（UNHCR）の「子どもの最善の利益の公式な決定に関するガイドライン」および「難民の保護およびケアに関するガイドライン」を考慮しながら、難民保護の分野における国際基準を

尊重すること》（2010年、委員会の総括所見 para.78）

《子どもに関連するすべての決定において、子どもの最善の利益が第一次的に考慮され、かつノン・ルフールマンの原則が維持されることを確保すること。庇護希望者である親が収容されて子どもから分離されることを防止するための法的枠組みを確立すること。庇護希望者および難民（とくに子ども）に対するヘイトスピーチに対抗するためのキャンペーンを発展させること》（2019年総括所見 para.42）

これが、「国際人権ルール」なのである。そこから大きく逸脱した日本政府の政策は、ただちに中止すべきである。

### ●私たちの取り組み●

私たちは「難民いのち基金」のミッションを次のように掲げてきた。

- ①難民申請者・仮放免者らに対して支援金を給付する具体的支援によって、金額が少なくとも、現状をわずかでも良い方向へと向かわせること。それは、「あなたのことを決して忘れない」という教会からのメッセージとなること。
- ②「支援者」対「支援を受ける人」という関係を超えて、マイノリティに苦難を強いる国家＝マジョリティ社会の問題として捉え、「難民保護法」の制定をめざす市民社会と連帯する契機とすること。
- ③教会やキリスト者が一歩踏み出して、難民申請者・仮放免者らと伴走する取り組みを始められるよう、準備すること。

この半年間、難民申請者・仮放免者が救いを求めて駆け込んできた教会からの相談が相次いでいる。それに対して私たちができることは、精一杯助言することや、弁護士や支援団体を紹介することしかできない。それでも、牧師が保証人となって入管に同行することや、「〇〇さんを支える会」を結成する教会も出てきた。

入管庁の悪辣な「ゼロプラン」に対峙していくには、このような取り組みはあまりにも小さな営為かもしれない。しかし私たちは、各教会、各地域のこうした取り組みを繋いでいきたい。

# 外キ協 2026 年／第 40 回全国協議会

日 時●2026 年 1 月 22 日（木）14 時～23 日（金）17 時

主 題●差別と排外主義に抗し、「共に生き、共に生かし合う」 教会と社会

主 催●外国人住民基本法の制定を求める全国キリスト教連絡協議会（外キ協）

参加者●各教派・団体の代表者 1 人、各地外キ連の代表者 2 人、韓国 NCC 代表者 1 人、

◇教派・団体／外キ連の代表者の参加費：1 万円（資料代と食費）

◇関東地区の教会関係者の参加費：1000 円＋食費

◇申込締切日：1 月 6 日までに、外キ協事務局 [raik.kccj@gmail.com](mailto:raik.kccj@gmail.com) へ申し込んでください

●1 月 22 日（木） ＊会場：日本福音ルーテル東京教会（東京都新宿区大久保 1-14-14）

14：00～14：30	開会礼拝：秋葉正二さん（外キ協事務局長）
14：30～15：30	基調報告：佐藤信行さん（外キ協事務局次長）「外キ協 40 年目の到達点と今後の課題」
16：00～17：00	特別報告：（韓国 NCC 教会と社会委員会）「韓国教会と韓国社会の現在」
19：00～20：30	特別報告：石橋 学さん（神奈川新聞記者）「排外主義の現場、地域からのカウンター」

●1 月 23 日（金） ＊会場：日本キリスト教会館 4F 会議室（東京都新宿区西早稲田 2-3-18）

9：30～10：15	朝の祈りとメッセージ：柴田朋子さん（日本基督教団六角橋教会伝道師）「難民いのち基金に参加して」
10：30～12：00	発題（1）：大久保正禎さん（外キ協事務局）「外キ協第三期組織・運営案」 発題（2）：森小百合さん（外キ協事務局）「外キ協 2026 年活動計画案」
13：00～14：30	応答発題：各教派・団体、各地外キ連から
14：45～16：30	全体協議：①外キ協第三期組織・運営 ②2026 年活動計画 ③2025 年会計報告と 26 年予算 ④2026 年人事 ⑤集会宣言「アピール 2026」
16：45～17：00	閉会の祈り：李明生さん（外キ協事務局）



## 第 40 回 外国人住民基本法の制定を求める全国キリスト者集会

日 時●2026 年 1 月 23 日（金）夜 6：30～8：45／対面とオンライン

主 題●排外主義に NO！ 共に生きる社会に YES！

会 場●早稲田奉仕園リバティホール（東京都新宿区西早稲田 2-3-1）

参加費●無料 ＊会場献金をお願いします

主 催●外国人住民基本法の制定を求める全国キリスト教連絡協議会（外キ協）

主 管●外国人住民基本法の制定を求める関東キリスト者連絡会（関東外キ連）

協 力●公益財団法人 早稲田奉仕園

<第一部>6：30～7：00 礼拝

◇メッセージ：大嶋果織さん（日本 NCC 総幹事）「愛と歓待のネットワークを広げよう」

<第二部>7：10～8：45 集会

◇排外主義の日本をともに生きる青年たちの証言

- ・メタノイア（クルド人など移民の子ども支援）
- ・仮放免高校生奨学金プロジェクト
- ・永住許可有志の会

◇韓国 NCC からの連帯メッセージ